

厚木基地の住宅防音工事対象区域における80W及び75W区域の告示後住宅の 防音工事並びに80W及び75W区域の外郭防音工事の実施についての意見書

平成30年3月30日空母艦載機の岩国への移駐が完了し、住宅防音工事対象区域が大幅縮小となることが必至であるにもかかわらず、国は80W・75W区域の告示後住宅については、実施するともしないとも表明しないため、これまで騒音の被害に苦しめられてきた膨大な数の80W・75W区域の告示後住宅の住民は、切り捨てられるのではないかと心配している状況である。

現在、防音工事を実施している告示後住宅は、昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事対象区域内の85W区域に所在し、昭和61年9月11日から平成18年1月17日までに建てられた住宅であり、その全ての住宅が住宅防音工事の希望申込みをすることが可能となっている。

しかしながら、80W・75W区域の告示後住宅は、今現在、住宅防音工事が可能な環境整備法第4条の適用外住宅のため、見直しにより対象外区域となった場合、環境整備法第4条の住宅のように経過措置対象とならず切り捨てられることになる。

過去4回の告示（昭和54年9月5日、昭和56年10月31日、昭和59年5月31日、昭和61年9月10日）は「追加告示方式」で実施してきたため、従来地域の告示の翌日から、次の追加告示した日までに建てられた環境整備法第4条の対象外である告示後住宅と、拡大した区域の対象住宅の間に逆転現象という矛盾を発生させた。過去4回の追加告示によって膨大な告示後住宅が発生し、社会問題となったため、国会でも取り上げられることとなり、平成6年「防衛施設周辺特定防音事業補助金交付要綱」を制定し、告示後住宅を「特定工事」として、85W→80W→75Wの順で全て実施した。このことは追加告示方式によって発生した、告示後住宅という不条理を是正したエビデンスである。

平成18年1月17日の告示は、これまでどおりの追加告示方式で実施したことから、これまでどおり全ての告示後住宅の防音工事を実施すべきである。現在、全国的に、85W区域の告示後住宅は実施しているが、80W、75W区域の告示後住宅は、実施するのか未定の状態である。この問題は、断じて「財政状況の問題」ではなく、基地周辺で等しく受認限度を超える騒音の被害者に対する「平等の問題」であると考ええる。

そもそも、平成18年1月17日の告示を追加告示方式で行ったこと自体、国のミスと言わざるを得ない。平成18年1月17日の告示は、当然「再告示方式」で行うべきであり、再告示方式で実施していれば、現在のような告示後住宅は発生していなかった。再告示方式で告示していれば、現在の告示後住宅は全て環境整備法第4条にかなう住宅となっており、岩国移駐によって住宅防音工事対象区域が大幅縮小し、対象外となっても経過措置で救済されるのである。

このことを重く受け止め、まずは80W、75W区域の告示後住宅の防音工事を実施すること、次に住宅防音工事の対象区域の見直し後、対象外となっても切り捨てることなく救済するよう要望する。

また、現在実施されている外郭防音工事（住宅全体を対象として行う防音工事）は、昭和61年9月10日に告示された、住宅防音工事対象線内の85W地域に所在する住宅と平成18年1月17日の告示により拡大した80W及び75W地域に所在する2戸以上のRC住宅に対するのみ実施されている。その進捗は極めて遅く、岩国へ移駐した現在も、膨大な数の住宅が未実施で不平等な状態となっている。

空母艦載機が岩国に移駐し、住宅防音工事対象区域が大幅に縮小されることが必至な状況の中、国は昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事対象線内の80W及び75W地域に所在する住宅について、外郭防音工事を実施しない可能性を否定できない。

外郭防音工事の創設理念が、それまでの部屋単位による防音工事の閉塞感を取り除くということを考えれば、85W地域でとどまることなく、これまで騒音の被害に苦しめられてきた、80W及び75W地域へと継続していかなければ、公平な行政とは言えない。

よって、本市議会は、厚木基地の住宅防音工事対象区域において、以下の事項を実現されるよう国に求める。

- 1 昭和61年9月10日告示の住宅防音工事対象区域で、80W及び75W区域に所在する告示後住宅を、防音工事の対象とすること。
- 2 昭和61年9月10日告示の住宅防音工事対象区域で、80W及び75W区域に所在する住宅を、外郭防音工事の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

内閣総理大臣
総務大臣殿
防衛大臣

座間市議会議長 京 免 康 彦